

各位

全 2 ページ
登録速報(2019-244)
2019年10月23日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登 録 速 報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2019年10月23日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号 第22700号
名 称 ツインターボ箱粒剤08

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更する。

- ・作物名「稲」を追加する。

【追加部分】

作物名	適用 病害虫名	使用量	使用 時期	本剤 の 使用 回数	使用方法	クワアジンを 含む農薬の 総使用回数	イソアピル を含む農薬の 総使用回数
稲	いもち病 イネズゾウムシ	1kg/10a	移植時	1回	側条施用	4回以内 (直播では種時 又は移植時までの 処理は1回以内、 本田での散布、 空中散布、 無人航空機散布は 合計3回以内)	3回以内 (直播での は種時 又は移植時まで の処理は 1回以内、 本田では 2回以内)

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に(3)として以下を追加し、現行(3)以降を順次
繰り下げ、別紙のとおりとする。

【追加事項】

(3)側条施用する場合は、粒剤が均一に散布できる施用装置を装着した田植機を使用すること。

別紙

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 本剤を床土または覆土に混和する場合、処理後速やかに使用すること。また、本剤を処理した床土または覆土を放置しないこと。
- (2) 育苗箱の上から均一に散布し、葉に付着した薬剤を払い落とし、軽く散水して田植機にかけて移植すること。
- (3) 側条施用する場合は、粒剤が均一に散布できる施用装置を装着した田植機を使用すること。
- (4) 軟弱徒長苗、むれ苗、移植適期を過ぎた苗等には薬害を生じるおそれがあるので注意すること。
- (5) 本田の整地が不均整な場合は薬害を生じやすいので、代かきはていねいに行い、移植後田面が露出しないように注意すること。
- (6) いぐさ栽培予定水田では使用しないこと。また、本剤を処理した稲苗を移植した水田ではいぐさを栽培しないこと。
- (7) きく等の他作物に影響を及ぼす場合があるので、薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように散布すること。
- (8) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

以上